一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　多摩都市計画道路事業三・四・十二号読売ランド線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月二十六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都稲城市矢野口字根方及び字谷戸地内
使用の部分　東京都稲城市矢野口字根方地内

**○北陸地方整備局告示第八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十六日
北陸地方整備局長　藤山　秀章
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 村上市平林字高屋敷一三七一番二から同市平林字高屋敷一三一六番一まで | 前 | 一三・七五～一五・五〇 | 〇・〇四四 |
| | 後 | 一三・七五～一五・五〇 | 〇・〇四四 |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
北陸地方整備局長　藤山　秀章

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 七号 | 村上市平林字高屋敷一三七一番二から同市平林字高屋敷一三一六番一まで | 北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年二月二十六日

**○中部地方整備局告示第二十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年二月二十六日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・三・十一号名古屋半田線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月二十六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県東海市加木屋町南平井、一丁目、二丁目及び泡池地内
使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年二月二十六日
中国地方整備局長　丸山　隆英
一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　庄原都市計画道路事業三・四・二号駅前新庄線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月二十六日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　広島県庄原市中本町一丁目、中本町二丁目、東本町一丁目及び東本町三丁目地内
使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第二十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十六日
四国地方整備局長　石橋　良啓

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十五号 | 阿南市福井町日の地一五六番一から同市福井町日の地一五七番一まで | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年二月二十六日

**○四国地方整備局告示第二十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十六日
四国地方整備局長　石橋　良啓

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十五号 | 徳島県海部郡美波町北河内字大戸七七九番三地内 | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年二月二十六日

**○四国地方整備局告示第二十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十六日
四国地方整備局長　石橋　良啓

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十五号 | 徳島県海部郡美波町北河内字北分五〇六番二六地内 | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年二月二十六日

**○九州地方整備局告示第十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十六日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字川原一六七四番一六から出水市下知識町一四七〇番一まで | 前 | A 八・八〇～一〇一・五〇 | 三五・一五〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B 二一・〇〇～三六〇・三〇 | 一八・九三五 | |
| | 後 | A 八・八〇～一〇一・五〇 | 三五・一五〇 | |
| | | B 二一・〇〇～三六〇・三〇 | 一八・九三五 | |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所